

島 広 報 甲 第 4 3 0 号  
島 生 企 甲 第 2 7 9 号  
島 地 甲 第 3 7 8 号  
島 少 対 甲 第 3 5 9 号  
島 捜 一 甲 第 2 8 5 号  
島 組 甲 第 2 5 1 号  
島 交 指 甲 第 3 6 8 号  
島 高 速 甲 第 2 9 2 号  
島 公 甲 第 2 1 7 号  
島 外 甲 第 8 1 号  
令 和 5 年 6 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

保存期間	5年
------	----

最終改正 令和5年7月12日

島 根 県 警 察 本 部 長

被害者連絡実施要領の制定について（例規通達）

被害者連絡制度等については、被害者連絡実施要領の制定について（平成19年4月19日島相談甲第237号ほか本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）及び被害者等に対する適切な説明の実施について（令和3年1月25日島広報甲第50号ほか本部長通達）（以下「旧例規通達等」という。）に基づき運用されているところ、この度、旧例規通達等を統合するなどして、別添のとおり、「被害者連絡実施要領」を制定したので、確実に被害者連絡が実施されるように努められたい。

なお、旧例規通達は、令和5年6月14日限り、その効力を失う。

## 別添

### 被害者連絡実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者支援の一環として実施する被害者連絡及び被害者訪問に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

##### 1 被害者連絡

身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長、警察署長又は島根県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が必要と認める事件（触法少年事件を含む。以下「対象事件」という。）の被害者（以下「連絡対象者」という。）に対して、面接、架電等の方法により捜査状況等を連絡することをいう。ただし、被害者が18歳未満の場合には原則としてその保護者に、被害者死亡等により連絡できない状態にある場合はその家族又は遺族に連絡するものとする。

##### 2 被害者訪問

身体犯及び警察本部長又は警察署長等が被害者連絡を必要と認める事件（触法少年事件を含む。）の連絡対象者のうち、地域警察官の訪問を希望する者（以下「訪問対象者」という。）の居所を地域警察官が訪問し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、訪問対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取することをいう。

##### 3 身体犯

次に掲げる罪に当たる違法な行為（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）をいう。

- (1) 殺人罪
- (2) 強盗致死傷罪
- (3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪
- (4) 不同意性交等罪
- (5) 不同意わいせつ罪
- (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪
- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪
- (12) 人身売買罪
- (13) 逮捕及び監禁罪
- (14) 逮捕等致死傷罪
- (15) 傷害致死罪

- (16) 傷害罪のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (17) (1)から(16)までの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

#### 4 重大な交通事故事件

次に掲げる交通事故事件をいう。

##### (1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

##### (2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

##### (3) 交通死亡事故等

(1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

##### (4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

(1)から(3)までのほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件

#### 5 警察本部長又は警察署長等が必要と認める事件

警察本部長又は事件の捜査を担当する警察署長等が事件の背景、性質、被害者の地位等から被害者連絡を必要と認める事件をいう。

### 第3 被害者連絡の体制及び連絡要領

#### 1 被害者連絡体制

被害者連絡は、原則として、被害が発生した場所を管轄する所属（以下「被害発生所属」という。）が担当するものとし、体制は次のとおりとする。

##### (1) 所属長

所属長は、警察署にあっては対象事件の捜査を担当する課（係）長を、本部所属にあっては警部以上の階級にある者を連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

##### (2) 連絡責任者

連絡責任者は、原則として、当該事件の捜査を担当し、連絡対象者から事情聴取を行う捜査員（触法少年事件に携わる警察職員を含む。以下同じ。）を連絡担当者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

さらに、身体犯の対象事件を認知したとき及び連絡対象者が犯罪被害者等給

付金の支給申請を要望したときは、所属長にその旨を連絡するものとする。ただし、警察署にあっては被害者支援係を経由することとする。

### (3) 連絡担当者

連絡担当者は、被害者支援要員制度実施要領の制定について（平成11年9月24日島警甲第5223号ほか本部長例規通達）に定める被害者支援要員と緊密に連携するなどして本要領に基づく連絡を確実にを行い、連絡を行ったときは、原則として被害者連絡経過票（別記様式）を作成するものとする。

## 2 被害者連絡要領

被害者連絡は、連絡担当者が、連絡対象者に対して自らが所属する課（係）及び氏名を教示した上、原則として、面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

### (1) 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階において、「被害者の手引」を配布した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についての連絡を行うものとする。

### (2) 捜査状況（検挙した場合を除く。）

#### ア 身体犯の場合

##### (ア) 被害者死亡事件

事件の発生又は認知（以下「発生等」という。）から、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

##### (イ) (ア)以外の身体犯

発生等から、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

#### イ 重大な交通事故事件の場合

##### (ア) 死亡ひき逃げ事件

発生等から、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

##### (イ) ひき逃げ事件

発生等から、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

##### (ウ) 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件

発生等から、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、それ以降は、連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により連絡を行うものとする。

### (3) 被疑者の検挙状況

被疑者を逮捕又は送致（触法少年事件における児童相談所への送致又は通告を含む。）した場合は、速やかに（検挙状況について広報するときは、広報前に）その旨、被疑者の人定、事件を担当する検察官（検察官に送致した場合に限る。）その他必要と認められる事項について連絡を行うものとする。

なお、被疑者が、犯罪少年の場合で、連絡対象者に被疑者の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑者の健全育成を害するおそれがあると認められるとき、又は被疑者が触法少年のときは、被疑者に代えてその保護者の人定その他必要と認められる事項を連絡するものとする。この場合において、連絡後速やかに当該保護者に対してもその旨を連絡するものとする。

また、連絡対象者に再犯の可能性が認められる身体犯の被疑者を逮捕した場合で送致する前に釈放するなどしたときは、速やかにその旨及び理由について連絡対象者に連絡するものとする。

### (4) 処分状況

処分結果（起訴、不起訴等）が判明次第速やかに、処分結果その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

## 第4 被害者訪問の体制及び訪問要領

### 1 被害者訪問体制

被害者訪問の実施所属は、訪問対象者の住居地を管轄する警察署（以下「訪問担当警察署」という。）とし、体制は次のとおりとする。

#### (1) 連絡責任者

連絡責任者は、訪問担当警察署の署長の承認を得た上で、当該訪問担当警察署の地域課（係）長に被害者連絡経過票の写しを交付するなどして被害者訪問を依頼するものとする。

#### (2) 訪問責任者

(1)により連絡責任者から被害者訪問の依頼を受けた地域課（係）長を訪問責任者とする。

訪問責任者は、原則として、訪問対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を訪問担当者に指定するとともに、被害者訪問の実施状況を把握し、被害者訪問が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

また、被害者訪問の実施の都度、連絡責任者にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど緊密な連携に努めるものとする。

#### (3) 訪問担当者

訪問担当者は、本要領に基づき被害者訪問を担当し、被害者訪問を行った場

合は、都度、被害者連絡経過票の写しの連絡内容欄に実施結果を記載するなどした上で、訪問担当警察署の署長に報告するものとする。

## 2 被害者訪問実施要領

(1) 被害者訪問は、原則として、訪問担当者が訪問対象者の住居地を訪問し、自らが所属する課（係）及び氏名を教示した上で、訪問対象者と面接することにより行うものとする。

(2) 訪問担当者は、特段の事情がある場合を除き、訪問担当者に指定されてから1週間以内に第1回目の被害者訪問を行うものとする。

また、被害者連絡経過票の写しの記載内容その他の情報から被害者訪問を迅速に行う必要があると判断したときは、可能な限り早急に行うものとする。

(3) 被害者訪問の実施頻度及び期間は、訪問対象者の希望を踏まえた上で定めるものとし、訪問対象者から特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

また、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で訪問対象者の意思を確認し、訪問対象者の同意が得られた場合には、被害発生所属の長が被害者訪問を打ち切ることを判断するものとする。

## 第5 留意事項

### 1 連絡等に関する配意事項

(1) 被害発生所属と被疑者を検挙した所属が異なる場合は、被害発生所属と被疑者を検挙した所属は連携を密にし、確実な連絡の実施に努めるものとする。

(2) 連絡対象者及びその関係者の素行、言動等により、これらの者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、連絡及び被害者訪問（以下「連絡等」という。）を行うことが適当でないと認められる場合には、連絡等を行わないものとする。

(3) 暴力団犯罪の被害者への連絡については、保護対策実施要綱の制定について（平成24年3月29日島組甲第213号本部長例規通達）に基づく保護対策の実施との調整を図るものとする。

(4) 連絡等の際には、連絡対象者に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう配意するものとする。特に、少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事件の場合には、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨、刑法（明治40年法律第45号）第41条による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。

### 2 連絡対象者からの説明要望に対する組織的対応

(1) 連絡担当者等に対して説明等を求められた場合

ア 連絡対象者から刑事手続等について説明を求められた場合は、連絡担当者

が適切に説明を行うこと。

イ 連絡担当者及び訪問担当者（以下「連絡担当者等」という。）は、連絡対象者から説明要望事項等を聴取した結果、それが複雑な擬律判断に係る説明要望である場合、捜査結果等に対して連絡対象者の理解が十分得られておらず組織的な対応が必要と認められる場合その他必要があると認められる場合は、説明要望事項や対応方針等について所属長の指揮を受け、改めて連絡対象者に説明を行うこと。

なお、連絡対象者からの説明要望事項の内容等を勘案し必要があると認められる場合は、連絡責任者が説明を行うとともに、説明は可能な限り面談により行うよう努めること。

ウ 交通事故事件の連絡対象者から被害者連絡における説明内容又は説明方法について要望、意見が申し立てられるなど、組織的な対応が必要な事案については、交通部交通指導課に置かれた交通事故被害者連絡調整官との連携を図った上で対応すること。

#### (2) 連絡担当者等が不在時に説明要望等を求められた場合

連絡担当者等が不在時に説明要望等を求められた場合は、連絡責任者、訪問責任者その他連絡対象者に対する説明を行うことが適当と認められる者が対応をとった上、被害者連絡経過票等を作成すること。

なお、対応をとることができない場合は、説明要望等を求めてきた連絡対象者に対し、連絡担当者等による対応は困難であり改めてこちらから連絡する旨を丁寧に説明して理解を得るとともに、被害者連絡経過票を作成するなどして確実に連絡担当者等に引き継ぐこと。

### 3 関係機関・団体への引継ぎ

連絡対象者が説明を求めてくる事項の中には、起訴罪名に関する疑問や、刑事裁判への被害者参加制度、被害者国選弁護制度の具体的運用に関する事等、他機関・団体の判断により決せられ、警察が責任を持って説明することが難しいものもあると考えられるが、このような事項について警察で説明を行うと、連絡対象者に誤った情報を教示したり、誤解を与えたりすることにもなりかねないことから、このような事項について説明を求められた場合は、丁寧に説明した上で、検察庁等当該事項について責任を持って説明することができる適切な機関・団体に引継ぎを行うこと。

なお、その際には、単に当該機関・団体の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関・団体に警察から連絡を行うなど確実な引継ぎがなされるようにすること。

様式〔略〕